業種	土木設計業務
----	--------

(H29)

改 正 備 考

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第8節 橋梁設計

8-2-11 架設計画(1工法)

(1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁上部工の架設計画及び架設工設計に適用する。なお、迂回路等に係わる設計は含まないものとする。

(2)標準歩掛

(架設工法Ⅲ)

(1工法当り)

(>1<	HA 12									(<u> </u>
		職種			直	接		人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0.	4	1.0			
設	計	計	算					0.6	0.8	0.9	
設	Ī	計	図						1. 1	1. 2	
数	量	計	算							0.6	
照			査					0.4	<mark>0. 5</mark>	<mark>0. 3</mark>	
報	告	書 作	成						0.8	0.8	
合			計			0.	4	2.0	3. 2	3.8	

- (注) 1. 橋梁上部工架設工法別工法一覧表の架設工法Ⅲに適用する。
 - 2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁上部工の歩掛に含むものとする。
 - 3. フローティングクレーン工法, 台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等の特殊工法は、対象としない。
 - 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。
 - 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

増 減 率

1) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが、仮設部材の応力計算、安定計算が必要となる場合(架設工法 I)

標準歩掛の <mark>190</mark>%

2) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の一つの要因となり、かつ仮設部材の応力計算、安定計算が必要となる場合(架設工法II)

標準歩掛の <mark>247</mark>%

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第8節 橋梁設計

8-2-11 架設計画(1工法)

(1) 適用範囲

本歩掛は、橋梁上部工の架設計画及び架設工設計に適用する。なお、迂回路等に係わる設計は含まないものとする。

(2)標準歩掛

(1工法当り)

									(1 1.1	<u> </u>
		職	種		直	接	人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0. 5	1. 5			
設	計	計	算				1. 0	1. 5	1.0	
設	Ē	計	図					1.5	1.0	1.0
数	量	計	算						1.0	1. 5
照			查				1.0	<mark>2. 5</mark>	1.0	
報	告	書 作	成					1.0	1.5	
合			計	0.0	0.0	0. 5	3. 5	6. 5	5. 5	2. 5

- (注) 1. 上表は架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因とはならないが,仮設部材の設計計算,安定計算が必要となる場合(架設工法 I)に適用する。
 - 2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁上部工の歩掛に含むものとする。
 - 3. フローティングクレーン工法, 台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等 の特殊工法は, 対象としない。
 - 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。
 - 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

増 減 率

1) 架設時の応力が橋梁上部の断面決定の要因となり、かつ仮設部材の設計計算、安定計算が必要となる場合(架設工法II)

標準歩掛の 130%

2) 架設工法 I, II以外の工法で架設工法 I, IIに比べて比較的簡易な工法でトラック(クローラ)クレーンによるベント架設などの場合(架設工法III)

標準歩掛の 40%

		改	正			現	行	備
梁上	上部工架設工法別工法-	一覧表		橋梁	:上部工架設工法別工法-	- 覧表		
	鋼	橋	コンクリート(PC)橋		鋼	橋	コンクリート(PC)橋	
	架設時の応力が橋梁 安定計算が必要とな		要因とはならないが仮設部材の応力計算,		架設時の応力が橋梁 安定計算が必要とな		要因とはならないが仮設部材の応力計算,	
架設工法 I	(イ)ケーブルエレクショ 法)	ン工法(直吊り工			(イ) ケーブルクレーンに (ロ) ケーブルエレクショ		(イ)張り出し式架設工法 柱頭部の吊り支保工等を対象とする (片持式架設工法) (ロ)梁式支保工工法 (ハ)梁,支柱式支保工工法	
架 _	架設時の応力が橋梁 計算,安定計算が必		一つの要因となり、かつ仮設部材の応力	架	架設時の応力が橋梁 計算,安定計算が必		一つの要因となり、かつ仮設部材の応力	
_	<mark>(イ) 送出し工法</mark> (ロ) トラベラク <i>レーン</i> コ	法	(イ)移動式支保工架設工法 (ハンガータイプ) (ロ)移動式支保工架設工法 (サポートタイプ)	設工法口	(イ)送り出し架設工法 (ロ)ケーブルクレーンに (ハ)トラベラクレーンに (ニ)バランスドキャンチ	よる片持架 <mark>設工法</mark>	(1)移動式支保工架設工法	
	架設工法Ⅰ,Ⅱ以夕	トの工法で架設工法	Ⅰ,Ⅱに比べて比較的簡易なもの。		架設工法Ⅰ,Ⅱ以外	-の工法で架設工法]	Ⅰ, Ⅱに比べて比較的簡易なもの。	
去 <mark>-</mark> ヨ	(イ) トラッククレーン^ (ロ) クレーン架設工法 (ハ) クレーン架設工法	(自走式クレーン)	(イ)トラッククレーンベント工法 (ロ)固定式支保工架設工法(上路式) (ハ)架設桁架設工法(吊下げ式) (ニ)クレーン架設工法(自走式クレーン) (ホ)クレーン架設工法(門型クレーン)	架設工法日	(イ)トラック (クローラベント式工法 (ロ)固定式支保工架設工(ハ)架設桁架設工法		(イ)トラック (クローラ) クレーンによる ベント式工法 (ロ)固定式支保工架設工法 (ハ)架設桁架設工法 (ニ)門型クレーン工法	

15-3 渓流保全工設計

15-3-1 渓流保全工詳細設計

(1)標準歩掛

本歩掛の適用範囲は渓流保全工延長 250m 以下, 渓流保全工幅 60m 以下とし, 渓流保全工延長 250m 超え 1,000m 以下については表 1 5.1 の歩掛補正率による。ただし, 渓流保全工延長 1,000m を超えるもの 渓流保全工幅 60m を超えるものについては別途計上する。

(1 箇所当り)

											(1)	所有り)
× 区	分			職 和	種	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設	計	<u> </u>	計		画			0.5	1. 0	1. 5		
基	本	事	項	決	定			0.5	1.0	1.0		
施	護		岸		工				1.5	1.0	2.0	3.0
設	床		固		工				2.0	2.0	1.5	2. 5
設	帯				エ						1. 0	2. 0
計	護		床		工					1.5	1. 5	1. 0
施	工計画	• 仮	設構	造物記	設計					1.5	1.0	1. 5
数	量	Ţ	計	•	算				1. 0	2.0	2. 5	3. 0
照					査			0.5	1. 5	0.9	0.9	
総	台	ì	検		討			1.0	2.0	0. 5		
報	告	書	<u> </u>	作	成			1.0	1.5	1. 5	1. 0	2. 0
í	a			Ī	計	0.0	0.0	3.5	11.5	13. 4	11.4	15.0

- (注) 1. 渓流保全工幅とは、渓流保全工護岸天端間の内幅とする。
 - 2. 詳細設計において現地踏査を行う場合は、(技師(A)1.0人、技師(B)1.5人)を別途計上する。
 - 3. 施設設計の小項目に該当しない工種がある場合はその人員数を控除するものとする。また、管理用道路設計及び景観設計を行う場合は表15.2により別途計上する。
 - 4. 床固工及び帯工を複数基設計する場合は、床固工及び帯工の人員を表15.3により補正するものとする。
 - 5. 付属施設として取水工・排水工の設計を行う場合は、表15. 4により別途計上する。
 - 6. 階段工及び魚道工を行う場合は別途計上する。
 - 7. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

(2) 渓流保全工詳細設計歩掛の補正等

表 1 5 . 1 歩掛補正率

-	•		_ ,	F1 1113 1			
		_		Ž.	奚流保全工延長	摘 要	
				250m以下	250m~1,000m以下	y:補正率(%表示の小数点以下四捨五入	.)
	補	正	率	100 (%)	y = 0.07 (x) + 82.5 (%)	x:渓流保全工延長 (m)	

(注) 上記歩掛補正率は、床固工・帯工・管理用道路・景観設計及び現地踏査には適用しない。

15-3 渓流保全工設計

15-3-1 渓流保全工詳細設計

(1)標準歩掛

本歩掛の適用範囲は渓流保全工延長 250m 以下, 渓流保全工幅 60m 以下とし, 渓流保全工延長 250m 超え 1,000m 以下については表 1 5.1 の歩掛補正率による。ただし, 渓流保全工延長 1,000m を超えるもの 渓流保全工幅 60m を超えるものについては別途計上する。

(1箇所当り)

× 区		_	J	職 7	锺	主 任 技術者	技師長	主技	任師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設	i	+	計		画			0.	. 5	1.0	1.5		
基	本	事	項	決	定			0.	. 5	1.0	1.0		
施	護		岸		工					1.5	1.0	2.0	3.0
設	床		固		エ					2.0	2.0	1.5	2. 5
設	帯				工							1.0	2.0
計	護		床		工						1.5	1.5	1.0
施	工計画	・仮	没構造	造物詞	設計						1.5	1.0	1.5
数	Ī	Ł	計		算					1.0	2.0	2.5	3.0
照					査			0.	. 5	1.5	0.9	0.9	
総	í	7	検		討			1.	. 0	2.0	0. 5		
報	告	書	ř	作	成			1.	. 0	1.5	1.5	1.0	2.0
Î	a			Ī	計	0.0	0.0	3.	. 5	11.5	13. 4	11.4	15.0

- (注) 1. 渓流保全工幅とは、渓流保全工護岸天端間の内幅とする。
 - 2. 詳細設計において現地踏査を行う場合は、(技師(A)1.0人、技師(B)1.5人)を別途計上する。
 - 3. 施設設計の小項目に該当しない工種がある場合はその人員数を控除するものとする。また、管理用道路設計及び景観設計を行う場合は表15.2により別途計上する。
 - 4. 床固工及び帯工を複数基設計する場合は、床固工及び帯工の人員を表15.3により補正するものとする。
 - 5. 付属施設として取水工・排水工の設計を行う場合は、表15. 4により別途計上する。
 - 6. 階段工及び魚道工を行う場合は別途計上する。
 - 7. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

(2) 渓流保全工詳細設計歩掛の補正等

表 1 5. 1 歩掛補正率

	Ì	奚流保全工延長	摘	要		
	250m以下	250m~1,000m以下	y:補正率(小数点3位四	捨五入2位止)		
補正率	100 (%)	y = 0.07 (x) + 82.5 (%)	x:渓流保全工延長 (m)			

(注) 上記歩掛補正率は、床固工・帯工・管理用道路・景観設計及び現地踏査には適用しない。